食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

第9回議事録

- 1. 日時 平成16年4月27日(火) 15:00 ~17:06
- 2. 場所 食品安全委員会大会議室
- 3.議事
 - (1) 我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題(案)について
 - (2)その他
- 4. 出席者
 - (専門委員)

関澤座長、石﨑専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、金子専門委員、唐木専門委員 吉川専門委員、見城専門委員、近藤専門委員、高橋専門委員、西片専門委員、平社専門 委員、三牧専門委員

(専門参考人)

川田専門参考人、久保専門参考人、中村専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員、中村委員

(厚生労働省)

外口大臣官房参事官

(農林水産省)

姫田消費者情報官

(事務局)

西郷リスクコミュニケーション官

5.配布資料

資料1 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 平成16年4月とりまとめ (案)

資料2 「食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - BSE に関する講演会- 」(平成16年4月20日開催)概要

6.議事内容

関澤座長 それでは定刻になりましたので、開会させていただきます。

本日は、食品安全委員会の委員長の寺田さん、委員長代理の寺尾さんが国会の方の御答弁ですか.....。

西郷リスクコミュニケーション官 委員長は出張中でございます。

関澤座長 ご出張ですか、失礼いたしました。ということでございますが、私ども専門調査会の委員の方では、神田委員、千葉委員、新蔵委員が御欠席で、あと若干お見えになってない方もおられますが、おいおいおいでになると思います。

食品安全委員会からは、本調査会担当の小泉委員、中村委員に御出席いただいております。 厚生労働省から外口大臣官房参事官、農林水産省から姫田消費者情報官にも御出席いただいております。

さて、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の議事次第を御覧ください。 1番目に前回より議論を続けていただいております「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題について」、これを本日是非取りまとめていきたいと思っております。 「その他」で若干報告事項があると思います。

それでは、事務局から資料の御確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 西郷リスクコミュニケーション官 今、座長から御紹介ありましたように、議事次第、座 席表がございまして、それから取りまとめ(案)でございます。取りまとめ(案)の参考一覧というのが付いた参考の冊子、それと取りまとめ(案)の附属資料、資料1というのを打つのを忘れたのですが、資料2というのは、先日行いましたBSEに関する講演会の概要の資料でございます。

それとお手元に、厚生労働省、農林水産省から、昨日行われましたリスクコミュニケーションの概要があるかと存じます。

以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日は「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題」ということで、この半年間の本専門調査会で、今どこまで私たちは到達したかという、ホェア・ウィ・アーということで、まとめをつくって、さらに前進していきたいと思っております。

前回の会合までにかなり御議論をいただきまして、また、構成についてもほぼ合意されたと思います。本文につきましても、この間、短期間ではございましたが、皆様から貴重な御意見をいただきました。それらを盛り込んで、西郷さんの方で御苦労でしたが、取りまとめ案のほぼ最終案というものをおまとめいただきましたので、これについて変更点を含めて御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。それでは「平成16年4月取りまとめ案」というのを御覧いただきたいと思います。現状と課題でございますが、まず「はじめに」とありましたのを「要約」というのに変えてございます。

それから、書式とか番号、1、2とか、 、 とか、「 」、「 」というのがばらばらということがございましたので、そこにございますように、 、1、(1)、 と、そういうふうなことで章番号を振り直してございます。それとパンクチュエーションと申しますか、点とかそういうものの打ち方とか、あとフォントが、特にアルファベットが全角だったり、半角だったりというのがあったのを直したとか、そういったことを直してございます。

構成で変わったのは、見てまいりますと、2ページの上の方に、 、 とありまして、「緊急時におけるリスクコミュニケーション」というのを項立てしておりまして、これは後ほど御説明申し上げますが、ここの調査会ではなくて、緊急時の専門調査会でやっているよというのが書いてあるということでございます。

それから、 のところの「5.迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発」、「6.いわゆる風評被害を防止する方法の開発」ということが加わっているということでございます。

それから、今日、平仄が合ってなくて恐縮なのでございますが、参考資料というのと参考というのがあると紛らわしいというので、そこに付けた「他分野におけるリスクコミュニケーション」、「FAQ」、「用語集」といったものは、今後の附属資料ということで取り扱わせていただこうかということで別冊にしております。

次に名簿を載せております。名簿はここで体裁よろしいかどうか。名簿をどこかに入れなければいけないということで、ここにございますので、お名前と括弧の中を御確認いただければと思います。

4ページ、中身に入りますと、最初に「要約」というのになりまして、いわゆるリスク分析の3要素の図をここに持ってくるという御意見をいただいておりまして、それがここに載せています。これは食品安全委員会のパンフレットからそのまま持ってきたものでございます。

5ページに至りますと、上から3つ目の段落でございますが、科学的な予測では不確実な場合ということにつきまして、いろいろ御意見があったところを書き直してございます。要は一番最後のところで、「しかし、現時点で知られる最善の知識を結集してできるかぎり被害を少なくし、科学的な予測が不確実な点については、解明を進めながら、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにされています。」というところで要約しているところでございます。

次に「これまでの経緯」のところに入りまして、5ページの一番下の段落でございますが、 ここにリスコミュニケーション専門調査会の仕事を基本的にきちんとここに書いてしまうと いうことにいたしました。

それから、「今後の方向」のところで、(以下、本稿では「関係者」と略します。)というのを、何を「関係者」というのかというのがございまして、関心がある人とかいろいろあったのですけど、無関心でもやはり関係者であろうということもありまして、全部、安全性確保に関する当事者ということで、それを「関係者」と呼ぶということにさせていただいているところでございます。

次の段落でございますけれども、「メディアとの協力の促進」の後に「問題を議論する場の設定」といったことを修文しているところでございます。

8ページにまいりまして、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標」というところがございますが、ここを若干、座長、座長代理に整理していただいた記述とさせていただいております。要するに関係者の意見が適切に反映されることを目標として、以下のことが定まっていなければいけないということになってございます。

9ページ「現状」に入りまして、BSE報告書の引用の仕方が適切でないというような御意見がございましたので、特に(5)の「消費者の理解の支援の不足」ということで、「行政や表示に不信を招くことになった」というふうな修文に変えております。

次が10ページでございますが、ここにいわゆる食品安全基本法の条文の話がいっぱい書いてあったのがわかりにくいだろうということもありましたので簡潔な仕方にしております。

12ページ、上から3つ目、「例えば、ある飲料メーカーでは」というところでございますが、「一部休日にも対応し」と修文しています。

13ページ、「地方公共団体」の記述につきましては、小川委員に書き直していただいたのをそのままここに入れさせていただいたところでございます。

14ページにまいりまして、「食品関連事業者」につきましては大体変わってございませんが、 の「消費者」のところでございます。これは前回大分議論になったところでございます。ここは座長、座長代理、消費者の代表の方にも書き直していただいているところでござ

います。これは実は石崎さんから、この消費者の部分については、消費者がやることというよりか、消費者に対することが書いてあると、最初の方は、そこを何とか消費者がやるようなことにできないかというふうな御意見いただいて、いろいろ書き直してみたのですが、できなかったので、そのまま残っているんですけど、もし、具体例があれば御指摘いただければと思います。

次に15ページ、「メディア」でございますが、ここは2つ目のパラグラフで、いろいろ指摘だけでなくて、求めることということで、「指摘もあり、食の世界が多様化していく中で、メディアも、一層、本質に迫る取組みが期待されています」と修文をしているところでございます。

それから、最後のところに、「執筆者」という苦し紛れの表現をしたのですが、ここは 「ジャーナリスト」というふうな一般的なものにしてございます。

「専門家」のところにつきましては、若干縮めた形の修文をしております。特に2番目の 段落の「専門家間の見解が異なる場合」、要するにいろいろ説明するということだったので すが、なかなかそこまでという話もありましたものですから、「その背景や根拠を明示して 他の関係者の理解を助ける努力をすることが必要です」と書き換えさせていただいておりま す。

次の「教育」のところでございますが、これは実は食育の話とかいろいろ出てきて、いろいろあるということがあるのでございますけれども、食品の安全性リスクコミュニケーションということに限った形の記述にさせていただいております。

それから、企業等の連携の事業も既に始まっているという御指摘もあったのですが、始めてはどうかというのがちょっとあれなので、「対話を含む授業」というふうな形に、御意見をいただいたので、そのように変えております。

それから、先ほど御説明したように、 の「緊急時におけるリスクコミュニケーション」 でございますけれども、ここで議論しないのは、他でやっているからということなのですが、 それを念のため書き加えたということでございます。

次に「リスクコミュニケーションの方法等」のところでございますが、ここは大体変わっていないかと存じます。ずっと同じでございます。

(5)の「国際的なリスクコミュニケーションの実施」というところに、説明会だけだったんですけれども、もうちょっと積極的にということで、「意見交換会」といったことも足したところでございます。

次に最後、18ページでございますが、 の「今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組み、活動の方向」ということでございますが、実はここが一番大事だという御指摘が

あったのですけど、なかなか議論されてないということもありまして、そんなに変わってございませんが、意気込みを書いてあると。具体的には1.から7.でございますけれども、今まで議論が出た中ではこんなことではないかということで、5.6.を足した形になっているということでございます。

それから、次に簡単に参考につきましても御説明をさせていただきます。 参考一覧 というのを見ていただきたいと思いますが、前回と変わったのは、いろいろ章が、本文の方が前後したもので、番号がいくつか変わったのがございますけれども、中身はそんなに変わってございません。中身が変わったのを申しますと、まず2ページの(参考2)でございますけれども、前は委員会から求められた下の宿題だけ書いてあったのですけれども、専門調査会の運営規程の「リスクコミュニケーション専門調査会」に係る部分につきましても、一応ここに書面を載せておきました。

次は、12ページでございますが、実は各自治体の取組みの表でございます。これは今、最終調整中でございますけれども、一応こういう形で取りまとめさせていただくということで、各県、市からお答えをいただいているところでございます。まだ、ちょっと平仄が合ってないところがございますが、この中身ががらりと変わることはないと思います。例えば「検討中」が、「策定中」になっているとか、そういうことだと思うんですけれども、そういった変更はまだあり得るということで、最終確認中、未定稿ということでお願いしたいと思います。

あとは大体変わってございません。

附属資料でございますが、「他分野におけるリスクコミュニケーション」ということで、「原子力」、「化学物質」ということと、あと、アメリカのビリーさん、オランダのデレーウさんが見えたときの資料、その和訳と申しますか、パワーポイント資料しかないので、その和訳になってございます。

それと、今回初めてというか、FAQということで、食品安全委員会のFAQというか、ホームページに今のところ載っておりますFAQ、これはBSEと鳥インフルエンザの話が出ておるのでございますけれども、それを載せます、載せますと、申し上げたのですけど、お示しするのは初めてなのですけど、これを今回やったということでございます。

それから、用語集につきましては、先般お配りしましたものですから、ちょっと分厚いので、今日は省略させていただきましたが、これは別冊として附属資料にしようかと考えているところでございます。

今日取りまとめられましたらば、取りまとめの案と参考の部分と附属資料の1、2、3までが1つの版に入り、用語集が別冊になるという形になろうかと存じます。

今日、御議論いただいた後でございますが、もし取りまとまったらということでございますが、この手続につきまして簡単に御提案と申しますか、ほかの専門調査会でやっているような手順を御説明いたしますと、今日取りまとまりますと、座長名で委員長あてに、こんな形で取りまとめましたのでよろしくというふうなのをお返しするわけです。

そういたしますと、委員会で、これにつきまして若干議論をして、この取りまとめにつきましては、必ずパブリック・コメントあるいは意見募集をしなければいけないという性格のものではございませんけれども、リスクコミュニケーションの取りまとめでございますので、広く皆様の意見を伺うということもあると思いまして、委員会から意見募集をかけようかというふうなことでございまして、それでまた意見募集してたくさん意見が出てくるかもしれないし、もし微調整で済むのであれば、これは座長、座長代理と相談して、ここが変わりますよというのをお配りすることにとどめ、委員会で、これでOKにしましょうと了承いただくと。たくさん意見が出てきて、いろいろもう一回議論しなければいけないということになれば、調査会にもう一度、座長の御判断でございますけれども、お集まりいただいて御議論いただいて、もう一回意見を戻していくというふうな流れに今後なっていこうかと思いますけれども、ですから、もし、今日取りまとめられれば、最速、5月中には最終的な手続きも終わるということでございます。意見募集につきましては大体2週間ぐらいを考えれば、そういうことになるということでございます。

以上、簡単でございますが、御説明いたしました。

関澤座長 どうもありがとうございました。本取りまとめの過程で様々な御意見をいただいてありがとうございました。今後どういうふうに取り扱うかということについても、今、西郷さんから、最終的には細かい点は残したとしても、座長と座長代理あるいは事務局との相談にお任せ願い、区切りにさせていただき、それを食品安全委員会に報告して、パブリック・コメントもいただいて、まとめましょうということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

今日のところは、まだ皆全員がこれでいいよというところに到達をするのは難しいかと思いますけれども、現状での到達点というところで、皆さんに是非御協力いただいて、まとめにさせていただきたいと思っております。

それでは、まず全体的なことについて、もし御意見がありましたら伺いたいと思いますが、 先ほどの西郷さんの御説明で、確認したいのですが、附属資料でFAQは今日は用意できて ないということでないのですか。

西郷リスクコミュニケーション官 大変失礼しました。今までホームページに載せている ものを載せますという御説明だけしていたのですけれども、実物をずっと出していなかった ので、今日お見せしましたと、こういう趣旨でございます。

関澤座長 失礼いたしました。それでは全般的なことで、もしお気づきの点がありました ら、確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

唐木専門委員 全体を通しては非常に読みやすくなったし、内容もほとんど問題がないと 思います。多少気になるのは、リスクコミュニケーションで大事なのは、なるべくやさしい 言葉を使うと。その辺のところで、まだいくつか問題があって、例えば4ページのこの図の ところで、(科学ベース)、(政策ベース)と書いてありますけど、これは何を意味するの かもう一つよくわからない。もうちょっと違う言葉にならないかなというところ。

それから、例えば5ページの「これまでの経緯」の上のところに「食品安全を支える重要なファクターです」というような片仮名の文字があちこち出てくる。この辺も重要な「作業」なのか、「因子」なのか、この辺のところを言葉を少し直したらいいと思います。

7ページに入って、「基本的な考え方」の(1)の「食の安全におけるリスク分析について」、このページだけ文章が非常にかたくて、「食品を摂取することで、生きていく上で必要な成分を体に取り込んで」というようなところはちょっと直さなくてはいけないかなと思います。内容はこれで結構ですが。

それから、8ページに入って、後半のところの「目標達成のために必要な手法又は手段に関する事項」で、ここにア)、イ)、ウ)、エ)、オ)、カ)と書いてありますが、ここは主体がない。誰がやるのかという点ですね。「食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、以下の点を早急に実現する」。この主体は、後の方を読むと、「国及び各関係者」かなという気がするのですが、ここに主体を入れた方がいいのではないかということです。

10ページの一番下の方で遺伝子組換え食品のことが書いてありますが、「安全性のみならず、技術そのものの有用性や倫理性」というふうに書いてありますが、遺伝子組換え食品で倫理性というのはあまり聞かないので、これは動物の場合はそうですけれども、遺伝子組換えの場合、むしろ環境への影響というような言葉と入れ替えた方がいいのかなということです。また、今はむしろ安全性よりも環境への問題の方が主力になっていると思いますので、その言葉を入れた方がいいと思います。

12ページの真ん中あたりにある「メカニズム」という言葉もちょっと気になる。

14ページの一番下の「消費者」で、先ほど石崎さんから御指摘があったと言われた前半の4行は、確かに消費者のことではなくて、消費者に対するリスクコミュニケーターの心得ですので、これは、13ページの一番上の最初の段落と2番目の段落の間、「リスクコミュニケーションを積み重ねることによっても」、その前のところに、これをそっくり移した方がい

いのではないかと思います。リスクコミュニケーションをする人の心得として、御検討いた だきたいと思います。

同じく14ページの真ん中あたりに、「リスクへの対応については、例えば『逃げるな 隠すな 嘘つくな』で対応すると」、ここは非常にわかやすいいい言葉で書いてあるのですが、これは総論としても非常に大事なことではないかと思うんですね。例えば、8ページに戻りまして、上の方のア)のところに、「関係者はそれぞれ食品の安全性に関する情報を『迅速に、必要な内容をすべて、わかりやすく、正確に』」と書いてありますが、ここでもやはり「逃げるな、隠すな 嘘つくな」という原則は非常に大事で、言葉の問題は別にしても、正直に前向きにというようなことをここに入れておく必要がないかということを感じました。

15ページに戻って、ちょうど真ん中あたりの「メディア」のところで、先ほどつけ加えていただいたところですが、「食の世界が多様化していく中で、メディアも、一層、本質に迫る取組み」という、「本質に迫る取組み」というのは何なのか、もうちょっと具体的に書かないとわからないのかなと。多分、科学的に正しい事実、科学に基づく報道を行うことなのかなという気がしたのですが、そのすぐ下の段落にそういうことがやっぱり書いてあるんですね。そうするとこの辺をもうちょっと整理をした方がいいのか。「メディアには、事実に基づき、適時に、リスクとベネフィットを正しく伝える」ということと、本質に迫る取組みというのはちょっと違うことなのか、この辺はよくわからなかったので、後で相談をしていただきたいと思います。

それから、そのすぐ下の「専門家」のところの1行目に、「科学者、専門家のコミュニティ」と。我々自身は「コミュニティ」をよく使うのですが、この言葉もよくわからないので、これは「科学者や専門家が」ということでもいいのではないかと思います。

それから、16ページの上から2行目の「メディアリテラシー」というのも、最近のはやりの言葉ですが、これはリスクコミュニケーションに使うのはちょっと早すぎるし、この言葉の意味を御存じの方はあまりいらっしゃらないと思いますので、単に「教育」というような言葉でもいいのかなという気がします。

たくさん申し上げましたが、要するに少し言葉をやさしくするということと、文章を少し 入れ替えた方がいいと、そんなところです。

関澤座長 かなり具体的なところについても御指摘をいただいたわけですけれども、全般的なことで、特になければ、個々の個別のところに入らせていただきますが、ございませんでしょうか。

それでは、個別に御議論いただきたいと思います。最初の(項目の構成)というところなんですが、私の方から言わせていただきますと、1ページ目の「食のリスクコミュニケーシ

ョンのリスク分析手法の中での位置づけ」というのが1.となっておりますが、(2)でまた「食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」というのが繰り返しのように思いますので、例えば(2)のところは「食の安全におけるリスクコミュニケーション」というぐらいの簡単にした方がよろしいのではないかと思います。

そういったことで、細かい言葉上の問題は、また、今日の議論が終わった後でも御指摘い ただけましたら直したいと思いますが、大きなところではそういうところかと思いました。

それでは、項目立てのところを終わって、3ページ目の「我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」の「要約」のところについて御議論をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋専門委員 前からちょっと気になっていたのですが、5ページでいいんですね。 関澤座長 どうぞ。

高橋専門委員 5ページの一番上から2行目の「また、私たちは、安全と危険の2分法に慣れ」という、これが、安全か危険かという2分法ではないかと、前から言いたかったのですが、チャンスがなくて、すいません。

関澤座長 私の方から恐縮ですが、この図の方なのですが、先ほど唐木さんから、「ベース」という言葉についての御指摘があったのですが、食品安全委員会のパンフレットからそのまま持ってきたと、西郷さんから御説明がありました。リスク管理とリスク評価について、今、食品安全委員会と関係府省がやっていることを頭に置いて書かれたのだと思いますが、例えば必ずしも行政的な対応を行うことのみがリスク管理でもありませんので、もう少し広い意味にしておいた方がよいのではないか。生産者の方や流通関係者の方もリスク管理は行っておられるわけですし、リスク評価は、国としては食品安全委員会が担当していますが、ここだけがやっているわけではないので、ここのところは少し変えてもよいのではないかなと私は思いました。ほかに「要約」のところでございますでしょうか。

もしございませんでしたら、7ページの . 「基本的な考え方」というところに進みたいと思います。7ページ、8ページについて御議論いただきたいと思います。

犬伏専門委員 先ほど関澤先生おっしゃられたのですけれども、「食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」、読んでいるとすごくくたびれちゃうんですね。ここが何回も中でも繰り返し出てきているんですけれど、食に関するリスク分析、コミュニケーションというところ、初めのところは、食に関するリスク分析の中においてリスクコミュニケーションの役割って何?ということを話すのかなという気がしたので、「位置づけ」という言葉もなかなか難しいかなという気がしたものですから、食に関するリスク分析で、「リスクコミュニケーションの果たす役割」ではいけないのかなと思ったんです。

唐木専門委員 いいですね。

関澤座長 全体として、この報告というか、取りまとめが国の方の報告書になるだけではなくて、もっと広く皆さんに読んでいただきたいという趣旨でございますので、是非そういうふうに変えさせていただいたらと思います。

西片専門委員 言葉の問題なのですが、7ページの1.(1)の一番下のパラグラフで、下から4行目、「問題に気がついた人が問題を指摘したり、対処法を理解して協力していかないととんでもない事態を招くことになり得ます」と、言わんとしていることはわかるのですが、非常に何か情緒的な言い方なので、もうちょっと表現を考えた方がよろしいのではないか。「とんでもない事態」というのはちょっとおかしいなと思いますので。

関澤座長 きのうの時点で、西郷さんから専門委員の方には、この文書が届いているかと 思いますが、お時間がなくて、今、御覧になっている方もおられるかも知れません。今のと ころ、もしなければ、先へ進ませていただいて、また、後で気がついた点を戻って御議論い ただければと思いますので、ローマ数字1の「基本的な考え方」ということは、概略こうい うことでよろしいでしょうか。

それでは の 9 ページ「現状」というところに行きたいと思います。 9 、10ページあたりで、もし御意見があったらお願いしたいと思います。

唐木専門委員 8ページに戻っていいでしょうか。

関澤座長 どうぞ。

唐木専門委員 8ページの下の方のア)、イ)、ウ)、エ)、オ)のイ)ですけれども、これはさっき主体のことを申し上げましたけれども、このイ)のところは、「消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。」というのは、かなり具体的なことが書いてあるので、こうなるとますます主体が誰なのかというのが非常に疑問になるので、この辺のところはどういうふうに考えたらいいのでしょうね。手法又は手段に関する事項ですから、答えるための常設窓口を誰が設置するのか、やっぱり国及び関係者ですかね。

関澤座長 そうです。

唐木専門委員 そうすると、常設であることが必要ですか。上の方は「専門家を養成する。」ということになっていますが、これも主体が人にもなりますし、いろんな方面のものが入っているというところがちょっと気になったのですが、少し整理をする必要があるかもしれないですね。

関澤座長 ちょっと私の方からも申し上げますと、ア)で、前回も御議論あったのですが、「ファシリテーター」というのはどういったもので、誰が養成するのだという指摘があったと思います。私の考えでは具体的にファシリテーターがどういうものがいいかというのは、

ほかの分野でも、例えば環境省では環境問題についてのリスクコミュニケーションでファシリテーターというようなことを考えており、経済産業省などでもメディアのことを考えておりますが、まだなかなか具体的な像が浮かび上がってきていないと思います。私はリスクコミュニケーションを推進する専門家を養成したり訓練を行うということで、ファシリテーターもその中に含まれると思いますので、より広い概念にしておいた方が、よろしいのではないかなと思っているところです。

それから、カ)のところで、「個別テーマごとの基礎的な議論をこなしておくための関係者からなる協議体」、これも何を言っているのかなかなかわかりにくいので、「個別テーマごとの食の安全に関する基礎的な議論を行う関係者からなる協議会」というようなことで、もう少し具体化した方がよろしいのではないかと思ったところです。

主体の問題については、できるだけきちんと明示するようにしたいと考えます。ここのと ろは、実際的な目標になるわけですから、何か言っておいて、1年たってみたけど、何もや ってないというわけにはいかなくなると思いますので、やはり皆さんしっかり考えて、実際 何をやるのだということをできるだけイメージを持って臨んでいただければと思います。

近藤専門委員 今の8ページの件で、主体のところなんですけれども、全体にかかわって くると思うんですけれども、主体というのは、この専門調査会ではなくて、食品安全委員会 なのだと私は思ってずっと読んでいたのですけれども、もしそれが違うのであれば、ちょっ と議論していただいたり、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

関澤座長 全体のトーンとしては、この専門調査会が、食品安全委員会に対して報告するという取りまとめになっています。ただ、それが読まれる方として、オーディエンスとして、一般の国民も想定して書いているというのがこの報告書ではないかと思います。全体としては、食品安全委員会がこれから、あるいはその中のリスクコミュニケーション専門調査会が何をするのかということをしっかり書いておかないといけないと思います。その意味では、自ずから主体ははっきりしているのではないかと思いますので、その点をはっきりここに書いておく必要があると思います。ただ、全般的なことについて書いている、先ほどの図とかでは、リスクコミュニケーションとはそもそも何なのかということなので、あまり限定的でない方がいいと思われるところです。

中村専門参考人 9ページでもよろしいですか。

関澤座長 はい。

中村専門参考人 非常に細かいことで申し訳ないですが、読んでいて気になったところ、 9ページの(5)のところで、「消費者の理解の支援の不足」という項目がありますけれど も、「の」が多いのがすごく読んでいて気になったのですけれども、これは今主体の話にも、 先ほど座長がおっしゃったんですけれども、誰が誰にというのは、この項だけぽこっとわからないですよね。ほかの項は、誰と誰のコミュニケーションが不足しているとか何とかがおかしいとかということはわかるのですが、ここだけは消費者が悪いのか、消費者の支援する人が悪いというか、不足だととられるんですけれども、主体と、細かい話で「の」を少しとるような、それから、誰に対して、どういう現状分析しているのかというのがわかるような表現の方がいいのかなという気がしますけれども。

関澤座長 これはもともとBSEに関する調査会の報告からとってきたものを少しモディファイしているところにかえって混乱した背景があると思います。西郷さん、この点はどういうふうになっていますか。

西郷リスクコミュニケーション官 BSE報告書には、消費者の理解の不足と書いてあるのですね。そのままだと消費者が悪く聞こえるけれども、それは消費者が悪いということで書かれたのではないはずだといった御意見が前回出まして、こういうふうになったんですけれども。

関澤座長 折衷的な文言になっていると思いますので、その辺についても消費者が悪いのではないという御議論があったということを踏まえて、もう少しすっきりした文章に直したいと思いますので、よろしくお願いします。

唐木専門委員 タイトルと内容が合ってないですね。行政に対する不信というのは行政が 悪いのだし、表示が悪いというのは、まさに業者が悪いのだから。

関澤座長 説明としては、このタイトル、消費者の理解の支援の不足ということを活かすならば、それにマッチした説明文が必要ですね。

西郷リスクコミュニケーション官 消費者の理解を進めるための行政とか関係者のアクションが不足していたために、行政や表示に不信を招くに至ったというふうに書けばよろしいですか。

高橋専門委員 今の(5)なのですが、「消費者が理解を深めるための支援の不足」ですね。

西郷リスクコミュニケーション官 そうです。

高橋専門委員 そうですね。そういうふうにしていただきたい。

関澤座長 ありがとうございました。

それでは、「現状」のところの次の10ページ、「2.食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションの実施状況」ということで、10ページについて、お気づきの点がありましたらお願いします。この辺はちょっとかたくなるのはしようがないかなと思うんですけれども。関係府省の方では、外口さん、姫田さんの方ではございませんか。あるいは食品安全委員会

の方ではいかがでしょうか。

それでは、次の11ページ、「地方公共団体における実施状況」。

西郷リスクコミュニケーション官 先ほど遺伝子組換えのときに倫理性はないのではない かという御指摘があったんですけれども、実は食品安全委員会で遺伝子組換え食品の安全性 の審査基準をつくるときに、リスクコミュニケーションの会を2回ほど開催したのでござい ますが、そのときに組換え食品の議論のその前の話として、遺伝子組換え技術そのものにつ いての有用性とか、なぜ、そんなのしなければいけないのか、あるいはそういうのをやって いいのかという倫理性の話について議論する場がないというふうなことが不満として結構述 べられたことがありまして、ここに引用したのでございますけれども、確かに食品の安全性 の話にくる前というか、食品の安全委員会でございますので、食品の安全性の議論しか本当 はしないはずなんですけれども、その前のところでする議論とかどこにもないのではないか というふうな、遺伝子組換え技術に懸念を持たれている方々の御指摘がございまして、こう いうふうになってございますけれども、確かに環境問題につきましては、確かにそうでござ いまして、それはもちろん書き加えたのでございますけれども、食品におりてくる前の点に ついて、まだちょっと問題があるようなものが、今、事実としてぽっと入ってきているとい うところについての不安がある方々もいらっしゃるという点につきまして、どこに書いたら いいかなということなんですけれども、もちろん食品に限ってということであれば、もう消 してしまってもいいのですけれども、経緯だけ、そういうことがあったということでござい ます。

関澤座長 遺伝子操作技術そのものについて、生命倫理というところからの漠然とした不安というのは、これはまだ払拭しきれてないのではないかというところかと思います。

唐木専門委員 クローン動物は倫理問題がありますけど、植物についてもそうですか。 犬伏専門委員 まだ、ちょっとわからない。

唐木専門委員 そうですか。そうすると、倫理のところ、もう一言、説明が要るかもしれませんね。単なる倫理ではなくて。

大伏専門委員 「組換えそのものの」というのを上に入れればいいわけですね。冠かぶせば、「組換えそのものの倫理性」。

関澤座長 組換え技術そのものに対する不安ですね。

大伏専門委員 「安全性のみならず」の前に、「食品並びに環境に対して」というのを入れれば、先ほど唐木先生がおっしゃったのが入れられる。

小川専門委員 今のお話よくわかるのですけれども、食の安全に関するリスクコミュニケーションの中に、環境に関するとか、そういう話を盛り込んでいくと、この食の安全のリス

クコミュニケーションの範囲というものが、我々もどこまで考えたらいいのかがわからなくなってくるのですけど、その辺のところを整理した方がいいかもわかりません。

関澤座長 組換え食品については、その背景として、先ほど御指摘あった組換え技術そのものについての不安とか、唐木委員が指摘されたように、問題点は、むしろ環境へのインパクトの問題があるということで言っていただいていますが、実際にいろいろ問題を指摘される方はそういうことを強調されているのではないかと思います。ですから、私たちの直接取り扱う範疇ではないかもしれませんが、そのような不安があるということだけ一応指摘しておいた方がいいのではないかと思います。

小川専門委員 混同しちゃうんですね。

関澤座長 そうですね。

唐木専門委員 そうすると、この文章は「種々の議論があるものがあり」、だから、何を 入れてもいいですが、そこから先が「こうした分野でもリスク分析の考え方を適用して、対 応し」、そこがちょっと問題になりますね。

関澤座長そうですね。

唐木専門委員 ここをちょっと変えないといけないですね。

姫田消費者情報官(農水省) 10ページの「各府省における食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施状況」のところで、「内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省においては」云々と書いてあるのですけれども、その中で、前の8ページのウ)のところに、「関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる」と書いてございます。

一方で、実は我々の意識としては、参考一覧の8ページを見ていただきたいのですけれども、(参考6)でございますが、「関係府省連携による取組み」ということで、ずらっと並べてございまして、3省でほとんどが全部3省主催というような形でやっていると。それで、あと一方で、ほかのものもそれぞれの取組みも相互に共催関係持ったり、連携図りながらやっているというものがほとんどでございます。例えば9ページの「食品安全モニター」についても、食品安全委員会で聞かれた話を農林水産省や厚生労働省でお答えして、食品安全委員会の方で、最終的に答えてもらうというようなことをやっているのですが、これは委員の皆様方が連携を図りつつと、ここに我々としては書いていただきたいのですが、委員の皆様方がどう見ておられるかというのも含めて御議論いただければと思うんです。

関澤座長 実際に最近関係府省が協力してリスクコミュニケーションなさっているという のは事実だと思います。それがまだよく認知されてないという面も、あるいはあるのかもし れませんが、少し文章をつけ加えるというようなことで対応したらよろしいでしょうか。 姫田消費者情報官(農水省) お願いします。

見城専門委員 10ページの「しかし」のところなんですけれども、下から6行目の「しかし、米国におけるBSEの発生」というところから3行なのですが、鳥インフルエンザの発生なども大変な混乱与えましたし、米国のBSEも全頭検査する、しないで、輸入に関しては、消費者・私たち大変な不安と恐怖を抱いているわけですね。ですからここの3行は「3年前の我が国におけるBSE発生当時のような混乱には至っていないものの」という言い方ではない方がよろしいのではないでしょうか。要は我が国のBSEの発生に始まって、現在、鳥インフルエンザに至るまで社会的な、特定の関係産業も大変な影響受けましたし、社会的な影響は大きいわけですから。

関澤座長 確かに御指摘のように……。

見城専門委員 ごくシンプルに。

関澤座長 そうですね。3年前とはちょっと状況は違ってきているけれども、特定の業者 や消費者にも相当なインパクトとか影響があったということですね。

見城専門委員 3年前と状況が違うというのは多分リスクコミュニケーション等が動き出してきて、大分違ってきたという意味を伝えたいのかとは思っていたのですが、一般にとっては、順番に起きてきた鳥インフルエンザも大変な衝撃的ですし、何か「混乱には至っていないものの」というのは、言い訳のようで、不必要かなと思ったんです。いかがでしょうか。やっぱりこれを入れたい文章ですか。

西郷リスクコミュニケーション官 特にこだわりがあるわけではございません。

見城専門委員 なるべく短く、わかりやすくということですから。

西郷リスクコミュニケーション官 3行目から5行目までを削除するということで。

見城専門委員 要は順繰りに起きて大変な特定地域の関係産業に対しても相当な影響は及 んでいますから。

唐木専門委員 さっきおっしゃったように、ここは前半の方から読んでくると、リスクコミュニケーションを実施しているから、多少はいいことあったのかなというニュアンスがここに入ればいいわけですね。

見城専門委員 入ればいいわけです。どうしても入れたければ。ただ、そういうふうに受けとめられないだろうなと思いました、これは。衝撃が今回は少なかったというか、そういうふうに受けとめられますから、鳥インフルエンザも相当大きいですし、米国BSEも心境大きいですから。

関澤座長 同時に迅速な取組みがあったという点では前と違っていたので、文章は考えますが、あったけれどもというようなニュアンスでしょうか。

見城専門委員 順次こういうものが起きているけれど、リスクコミュニケーションの取組 みがここではもう始まっていて、当初ほどの、例えば混乱に陥らなかったというなら、わか りますが、このままの文章では、鳥インフルエンザの方はあまり衝撃が少なかったというよ うな、単純にそうとらえてしまうと思う。リスクコミュニケーションの存在を訴えるには、 少しここを変えていく。

唐木専門委員 一生懸命やったけれども、影響が及んでいる状況ですと、そういうことで すかね。

関澤座長 文章の方は少し相談して直させていただきます。

それでは、よろしければ、11ページの「地方公共団体における実施状況」の方に移らせていただきます。小川委員は、東京都の部分以外も含めて何かお気づきの点、特にございませんか。

小川専門委員 私の方は、生産県のことが書かれているということが重要ということと、 あと、この資料の中に各県の一覧表が出ておりましたので、それが見られるということが、 ここに書いてありますか。

西郷リスクコミュニケーション官 参考8。

小川専門委員 そうですね。それが書いてありますので、かなり幅広く調査がされている ということがわかると思います。

関澤座長 私は参考8、これは参考一覧の12ページになりますが、表を見て、少しおや?と思ったのは、東京都の横を見ていただきますと、基本方針の策定、廃止となっていますが、これでよろしいんですか。

小川専門委員 はい。

関澤座長 廃止というと、もうやらないというふうに。

小川専門委員 これは基本方針の内容を踏まえて、食品安全条例を今回制定しましたので、 それと入れ替えたということですので、言葉がきつければ、もうちょっと別な......。

関澤座長 廃止というと、何かあったのをやめたというふうに受けとめられるので、もう 少しうまく表現できないのかなと思います。

小川専門委員 いわゆる発展的な解消という意味です。

関澤座長 という意味だそうですが、発展的解消というのがいいか、少し言葉を考えていただければありがたいと思います。今の参考8を見ていただくと、各県でもいろいろな取組みが書いてあります。私たちが、この食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会としてやったことは、非常に限られておりますけれども、実は関連府省とか地方公共団体あるいは食品関連業者の方の間でいろんなことがなされておりまして、これは今後、私たち

が何をなすべきか、あるいはそこから何が教訓となって残っているのかを是非、そこからつかみとり、改善点を探していくという必要があると思います。それは今後の課題になってしまうわけですが。

それでは、11ページの下の「(4)食品関連事業者の取組み」、「(5)消費者の取組 み」まで、もしお気づきの点がありましたら、お願いします。

三牧専門委員 前回もちょっと出たと思うのですが、12ページの真ん中辺、「他方、乳製品メーカーでの黄色ブドウ球菌汚染への対応や、一部で見られた表示の偽装」、これがリスクコミュニケーションを十分行ってなかったからということとちょっと違うと思うんですね。リスクコミュニケーションを行う、行わないの問題ではなくて、偽装しているということ自体は大問題ですから、これはどうなんでしょうか、リスクコミュニケーションやったら、偽装してもいいのかという話になっちゃいますから、これは違う話ですね。

唐木専門委員 リスク管理を十分行うことができなかったんですね。

関澤座長 食品の場合の情報提供の非常に重要な手段、特に消費者の方への提供手段として、食品の表示というものがあって、関連省ではいろいろ改善に取り組んでおられるところですが、偽装の問題というのは、性格のことなど根本的な問題ですので、少し文章を検討した方がいいと思います。

三牧専門委員 お願いいたします。

関澤座長 一番最初の出だしのところなんですが、「(4)食品関連事業者の取組み」のすぐ下の「農林漁業の生産資材」からつながる文章ですが、次のページに向かって、「……などを行う食品関連事業者は」という文章が非常につながりが悪いように思われます。私が考えたのは、「農林水産物を生産する農林漁業関係者、食品添加物……を行う食品関連事業者は」というと、主語がはっきりするのではないかなと。つまり、ここで、食品関連事業者として挙げられている方と、農林漁業の直接生産者と分けて書いておられるのかなと思うんのですが。

西郷リスクコミュニケーション官 農林事業者も関連事業者なんですね。食品安全基本法 上もそうですし、もっと手前の肥料とか農薬をつくるところから関連事業者というふうに位 置づけられておりますので、こういう形に。

関澤座長 文章をすっきりさせないと読んでいて、主語の最初は生産資材という物が出て きて、次に事業者が出てくるような印象です。

西郷リスクコミュニケーション官 ですから食べ物をつくる者、つくる人、加工する人という順番に並んでいるのですけど、そこはわかりやすくして、これは法律の食品関連事業者の定義のところと同じ並びになってございますので、わかりにくければちょっと変えていた

だければと思います。農林事業者を食品関連事業者から外すというのは不適当かと存じます。 関澤座長 何かそういうふうに読み取れたので、私の読み方が悪かったのかもしれません。 この辺については、近藤委員、三牧委員からいろいろ御意見いただいたと思いますが、いか がでしょうか。

近藤専門委員 さっきの他方の乳メーカーのところで、前回の議論の記憶によれば、何か 具体的な例が必要だねということで、鳥インフルエンザの話のところはまだ評価が出ていな い刑事事件になっているのでちょっとやめようねというところで、乳メーカーの話が出たの ですけれども、できれば、ここは飲料メーカーというところでメーカーが出ているので、メ ーカーではない、生産者のところで、何かそういう例があればという議論はあったと思うん ですけれども、ただ、リスクコミュニケーションそのものも問題になるかもしれませんけれ ども、生産者が行っているコミュニケーションというのは難しいですよね、例示として。

三牧専門委員 案として出させていただいたのは、農薬の問題として出したのです。許可されていない農薬、だけど、本当にそれは知らないで使ってしまっていたという部分があるよねと。ですが、生産者ということを入れたときに、農薬の問題が書かれたらいかがでしょうかということはちょっと出させていただいたのですけれども。

関澤座長 無許可農薬の使用の問題は、実は私がおります徳島県でも、今いろいろ問題がありまして、地方の新聞社から聞かれたりしています。実際にリスク管理の問題になるわけですけど、コミュニケーションの課題としてどうなのか、うまく整理していただければいいかなという気がするんですが。鳥インフルエンザの問題は、まさに生産者がかかわっているコミュニケーションの問題もあるのですが、今、係争中であるということで外されているんですが、実際上、事実として明らかになっている点は私は入れてもいいのではないかと思います。適切に知らせなかったというところに出発点の1つはあったように思いますが。

犬伏専門委員 肉骨粉はだめですか。肉骨粉、知りませんでしたと、生産者言いましたね。 食べさせてはいけなかったということすら知らなかったというのを、報道というか、テレビ で言っていらした生産者があったように思うのですが、8年に出ていたのを知らなかった。 これこそリスクコミュニケーションかなと思ったのですが。

姫田消費者情報官(農水省) リスクコミュニケーションというよりはクライシスコミュニケーションの話題なんですよね。どれもどうかなという感じ、出したらいけないとか何とかという以前に、クライシスコミュニケーションの話だなと思っているので、むしろリスクコミュニケーションの失敗というのは、モンサントの組換えの話だと思っているんですけど、ちょっとどれもクライシスコミュニケーションで、そのときの乳業メーカーの社長の発言とか、ああいうのは全部クライシスコミュニケーションの失敗なので、どうかなという感じが

します。

関澤座長 実際に社会的にインパクトが強いものはほとんどクライシス状況のものが多くあります。私もリスクコミュニケーションにおいて、平常時のリスクコミュニケーションと危機的な場合のリスクコミュニケーションとは2つはっきり分けるべきだと考えておりますが、危機的な場合の方は、もう一つの専門調査会でやっているからいいのだということになると、本報告では片手落ちのような印象にならないかなと考えますが、いかがいたしましょうか。

見城専門委員 ここの部分、私も気になっていたのは、基本的に企業が悪かったわけですね。わかっていて、牛乳の場合でしたらば、何度も戻ってきたものをもう一回使うとか何か、それは本当にやってはいけないことをしているわけですから、クライシスやリスクの以前の問題で、企業の倫理観というのでしょうか、まずそれが最初に問われるべきです。それがきちんと書かれずにリスクコミュニケーションが足らないというのでは、これは消費者側は納得できないと。企業擁護のような形になりませんか。それが気になりますね。

関澤座長 ほとんどの問題がコミュニケーション上の問題でもあると動じに、実はもっと 管理上の問題が大きいというところだと思いますので、適切な例として、もし引くならば、 何を引いてくるべきかということで、もし、より良い事例があれば是非お願いできますでしょうか。

高橋専門委員 無登録農薬の使用というのは、あれはその辺にあるものを知らないで使ったという問題ではなくて、わざわざ輸入して、特に群馬県の場合は尾島町の農協が斡旋しているわけですね。ちょっとリスクコミュニケーションをここに入れる事例としては不適切だと思いますね。それよりは2002年にいろいろあった中では、アセトアルデヒドを始めとする指定外添加物の使用問題ですね。実際に健康被害はないんだけれども、でも、大きな社会的混乱、使ってよいというリスク等に入っていないものを使ったがゆえの、というふうなことで、何もあれだけ大量のものを廃棄処分しなくてもよかったのではないかなみたいなことを反省する1つの材料としては指定外添加物ではないかと思うんです。2002年にあったクロルピリポス、輸入冷凍ホウレン草の。あれもまた0.01ppm を超えたから、だから何だというレベルで、小松菜、大根だったら0.03ppm に対応しないわけですね。ですから無登録農薬とかクロルピリポスはちょっと違うのではないかという気がします。

関澤座長 無認可食品添加物の使用に係るその後の対応、企業として非常に迅速な対応をされたり、行政でもありましたが、全体としては、食品の廃棄とか回収ということの中には過剰とも思われる反応があったのは、一部コミュニケーション上の、あるいは認知上の問題と言ったらいいのでしょうか、安全とわかっているんだけど、捨てざるを得なかったという

問題なのですが、いかがでしょうか。

吉川専門委員 認知上の問題かどうかわからないですよね、調べてないから。そういうふうに思っているかもしれないと思ってやっているわけ。ここのところ、私うまく言えないのですけれども、多分リスクコミュニケーションというのを、いわゆるコミュニケーションと見るか、それとも広くリスク管理も含めて非常にリスク管理と重複するところが多いと思ってリスクコミュニケーションと見るかの立場の違いだと思うんですね。もし広くリスク管理の問題として、つまりリスクコミュニケーションを見るとすると、やはり倫理的でない人はどこにでもいるので、あるいは将来もあり得るので、そういうことがあったとして、社会で適切にウォッチできるとか、拾えるということがリスクコミュニケーションの本質だから、あれは倫理的な問題だから、リスクコミュニケーションの問題と違うのではないかということはちょっと違うと思うんですね。

ただ、リスクコミュニケーションということをコミュニケーションというような、いわゆる技術的なこと、狭く言うのであれば、倫理的な問題は確かに別問題だから、これは分けてもいいかなと思うので、どちらがいいというのは、この委員会のお考えだと思うので、ちょっとわからないですね。

外口大臣官房参事官(厚生労働省) 指定外添加物と残留基準のお話が出ましたけれども、 一応法律で決まっていることを、それに従って対応するというのは決まっていることなので、 それはリスクコミュニケーションとは次元が違うのかなと思うんです。それを今後どうする かという議論はあると思うんですけれども、リスクコミュニケーションの失敗で起きた現象 というのはちょっと違うかなと思っています。

関澤座長 ここでいろいろ議論が沸騰しておりますが、乳製品メーカーでの黄色ブドウ球菌の汚染への対応というところは、これはそのままで活かせるでしょうか。これもクエスチョンですか。

近藤専門委員 「リスクコミュニケーションを十分行うことができなかったことにより」という言葉がなければ、それで正しいのですけれども、今、多分いろいろな御意見が出ているのは、乳メーカーさんの対応や表示の偽装というのが、リスクコミュニケーションの不備によるトラブルだったのかどうかということですね。トラブルであることは間違いないことだと思うんです。そうすると、そもそもリスクコミュニケーションとは何なのかという、また、その議論に戻ってしまうので、例題なしにして、いろいろあるよね、と思わせて終りにするのかということだと思うんですね。

姫田消費者情報官(農水省) ですから、どうしても例題を挙げるということであれば、 1つは乳製品メーカーの対応も、特に後ろの表示の偽装の対応は、健康被害を及ぼしている 話ではないわけなので、ただ、その後の全体のコンプライアンスの不適正というのはあるわけなんですけど、その後の一義的な、ここはリスクコミュニケーションでなく、クライシスコミュニケーションだと思っていますけど、そのコミュニケーションの対応が悪かったと。それでさらに問題を大きくしたという意味ではその通りだろうと思うんです。ですから、多分表示偽装の話は、あそこまで大きくならなくて、もう少し小ぶりで終わったはずなんだけど、クライシスコミュニケーションが非常に悪かったので大きくしたということは明確だろうと思います。

見城専門委員 私が言っているのは倫理的な問題だから、ここに入れるべきじゃないとか、そういうのではなくて、乳製品メーカーでの黄色ブドウ球菌汚染から、一部で見られた表示の偽装、それは起きたことで、それは倫理的な問題とかコンプライアンスの問題いろいるあるんですけれども、それによってさらなる社会に不安を与えたわけですね。それは対応が悪い。それがリスクコミュニケーションが足らなかったということなんですから、別にこれが問題というのではなくて、ちょっとした書き方ではないかと思うんですね。対応というふうに最初から出てくるから、悪いことはさておいて、対応のやり方さえよければいいのかというのが皆さんのここでの疑問につながったと思うので、汚染とか偽装というのは、厳然とそれは悪いことがあったわけで、それに対するその後のリスクコミュニケーションの重要性というふうに、つながれば納得できるのではないでしょうか。

関澤座長 わかりました。今、姫田さん、または見城さんから改善案が示されましたので、 それを踏まえて文章を少し手直ししていきたいということでお願いしましょう。

それでは、「消費者の取組み」のところはいかがでしょうか。

大伏専門委員 なんですが、「安全性確保のための規制等の管理措置に対する意見募集などへの意見表明」、「意見募集などへ」は要らないのではないかという気がしたのですが。

関澤座長 そうですね。これは具体的に意見募集がされているからというのが先にあって 入れられたのだと思いますが、もう少し広い意味で、意見表明をする機会もあるし、してい きましょうということでわかるのではないかということですね。

犬伏専門委員 募集がないと言えない。

関澤座長 これは「現状」でどういうことをやっているかということですので、意見募集だけに応答しているわけではないということは事実ですので、それで修正の方がよろしければ「現状」というところは一応区切りとして、「 . 課題」というところに移りたいと思います。「リスクコミュニケーションの実施の考え方」ということで、ここは1.に対して(1)の中に、各関係者やテーマ別の書き分けが までされております。16ページの真ん中下ぐらいまであるのですけれども、それでは順番に、12、13ページのあたりで、御意見があ

りましたらお願いします。

高橋専門委員 13ページの2行目、「火事や地震のリスクと、我が子に食事を与える親が考える食品についてのリスク」、言いたいことはわかるんですけれども、別に我が子でなくても、自分自身が食べるものでいいのではないかなと思います。

見城専門委員 小さいところなんですけど、なるべくシンプルにと思っているものですから、短くシンプルに、12ページの「リスクコミュニケーションの実施の考え方」の2行目で、「大きく異なるのは当然です」というのはわかるんですけど、「大きく異なります」というふうにすっきり言っていただいて、なるべく短くお願いします。

近藤専門委員 もう一回、食品メーカーなので気になって気になって、12ページとの関連で「課題」のところをちょっと申し上げたいのですけれども、飲料メーカーの取組み何とかかんとかとありますね、現状のところで。食品メーカーのところだけ、こういうふうにリスクコミュニケーションできてないために問題が起きたというところが「現状」の中に書かれているんですね。ところがほかのブロックの、例えば府省庁であるとか地方公共団体のところは、別にできてないから問題であるということは一言も書かれてなくて、なぜ、事業者のところだけできてないことはけしからんと書いてあるのが立場上大変気になりますので、これはどうしても書く必要があれば、たしかこの話をしたときに、記憶ではよくできているところがあるけれども、やはりいろんな問題、不祥事が起きているから、そもそも食品安全委員会もできたし云々なんていう話はあったと、それは事実だともちろん認識はしているんですけれども、「現状」のところで、ここに書くのはバランスを欠くのかなと。もし書くのであれば、むしろ「課題」のところに、まだまだできてなくて、社会不安をあおるような事業者がいるというふうに書いた方がバランスとしてとれるのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

関澤座長 そうですね。取組みの失敗かもしれないけれども、取組みをどういうふうにしていますというのは、ほか全部なのに、ここは失敗の例を挙げているのはおかしいということだと思います。事業者のところで、14ページのところになるんですが、その中で適切なところに移動させるということで、よろしいですか。

近藤専門委員 例えば の「最近、国民が不信を抱かざる」云々かんぬん、そのあたりに これを組み込むという形の方がすっきりするかなと、お願いいたします。

関澤座長 「課題」の「(1)関係者の役割と取組み、連携の方向」ということで、「国」、「 地方公共団体」と来ておりますが、そのあたりでほかにお気づきの点はございますでしょうか。

小泉委員 もうちょっと先の部分になるのですが、 から までは対象者が者、者ですよ

ね、国とか。 からは、リスクコミュニケーションの関連領域の内容ですよね。ちょっと同 じ項目の中に入れにくいのではないかなという気がするんですけれども、教育とプライバシ ーと緊急時ですけど、これはちょっと専門家、メディアといった対象者ではないと思います。 関澤座長 そしたら、 までは「関係者の役割と取組み、連携の方向」とありますが、 以降をもう一つ、(2)と立てて、適切な題名を立てるということですね。

小泉委員 関連領域問題とか。

関澤座長 わかりました。

小泉委員 ちょっと戻ってよろしいですか。12ページの最初、その前ページに「農林漁業の生産資材」と以下ずっとありますね。次の12ページの1行目になりますが、「販売などを行う」、この行うというのが、販売はいいのですが、前ページで、農業漁業の生産資材を行うというのはおかしいので、「扱う」としたらすべてすっきりするのではないかなと思うんです。「資材を扱う」あるいは「食品を扱う」、「添加物を扱う食品関連事業者」としたらいいのではないかなと思います。

関澤座長 文章がちょっとおかしいですね。

小泉委員 おかしいです。だから何か主語と動詞が一致していないように思います。それと、ついでにすいません、言わせていただきます。 3 ページの名簿がございますが、普通は目次があって文章が出てくると思うのですが、いかがでしょうか。名簿は本来、一番後ろに付けるのではないかなという気がいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 今のところでございますけれども、要するに食品関連事業者の読み方でございますけれども、これはずっと生産資材、農林水産業は農林水産物の後ろの生産にかかってくるわけでございますけれども、資材の生産輸入何とかも、それから農林水産物の生産輸入何とかも、全部これ後ろの生産輸入何とかにかかるという、これは法律の書き方で、それはわかりにくいということであれば、もうちょっとあれですけれども、食品安全基本法の書き方はこういう書き方になっております。要するに定義ですね。食品関連事業者という定義が、この後、括弧何とかというのが書いてあるんですけれども、読み方としてはそういう読み方だということで、事務的でございますけれども。

関澤座長 法律の条文そのものでなくても、読んでわかるようにしていただければよろし いのでしょうか。

少し前後いたしましたが、13ページ、14ページの方に移りまして、食品関連事業者というところに、先ほど近藤委員から、12ページの真ん中の文章を持ってくるという御意見がありましたが、ほかに「 食品関連事業者」というところについてはいかがでしょうか。先ほど「逃げるな 隠すな 嘘つくな」というのは、もう少し前にも出てきてもいいのではない

かという御意見もありましたが、いかがですか。

私から言わせていただきますと、「 消費者」の2行上に、「パッケージ業者」というのがあります。「パッケージ」という言葉は「食品包装」という形にした方が、すぐ読んだときにわかりやすいかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 結構です。

近藤専門委員 その上の「また、消費者との接点となる売り場」云々のところなんですが、「シグナルが点滅するとすぐさま売り場から商品を撤去してしまうことは」、撤去するのは 誰なんですか。この文章によると。

川田専門参考人 売り場の責任者。たびたびあることです。

近藤専門委員 撤去してしまうことは、流通や誤った情報を伝える。その流通というのは 売り場ですよね。

川田専門参考人 一言で言いますと、安全第一で、自分のところの商品を管理し売っているんだというのは絶対なんですよね。この絶対に対して、早くシグナルが鳴る場合が散見されるということなんですけれど、そこで消費者と直結するには、その辺のリスクコミュニケーション、情報の正確さ、判断力というのが、いわゆる商いという形でいく方向に対して、多少私は抵抗を持っているわけです。

近藤専門委員 わかりました。そうしますと、「流通」という言葉は、売り場も流通の1つなんですよね。そうすると、売り場が撤去すると、「流通」という言葉と「売り場」という言葉が同じ言葉なので、少なくとも私はちょっと読むときに誤解をしてしまったんですけれど。

犬伏専門委員 その次の「流通」の前に「他の」と入れたらどうでしょう。Aさんという 売り場のところが撤去しちゃったというと、ほかの流通さん、売り場の方もあるでしょうし、 流通や製造業者に誤った情報、つまり流通の中で流通さんに誤ったシグナルを与えるという ことかなと。

関澤座長 実際に起こっていることは何かというと、流通業者が売れないものは売り場に置かないということで、ちょっとでも新聞に載ったり、報道があればすぐストッかけますよね。生産者が作っていても買わないということが、それが結局は風評被害の実態という一面であるということだと思うので、ここですと、流通業者へ誤った情報を伝えているのではなくて、むしろ流通業者がまず撤去するということを行っているということ自体が、消費者に誤った情報を伝えているということで、消費者が風評被害の悪者によくされるのですが、実はその前に、もうスーパーなどが入荷差止めということを行っているということがあったのではないかなと思うんですが。

近藤専門委員 事実はそのとおりなんですけど、売り場に置いても、安全優先云々で、売り場から撤去すると、流通へ誤った、売り場と流通がイコールなので、私たちが使う言葉としては。ちょっと用語だけの問題になるんですけれども、ちょっと検討する必要があるかなと。

関澤部長 少し文章を直した方がいいですね。

久保専門参考人 「流通、製造業者へ誤った情報を伝え」というのをとっちゃって、単に 「風評被害を起こすことにも繋がりかねない」というふうにする。

見城専門委員 商品を売る側の気持ちになりますと、少しでも危険という情報が流れれば、本当にどうかわからなくても、本当に危険な場合もあるわけですから、本来はいち早く一応対応して、陳列やめるというのは私は悪いことではないと思うんです。ここは微妙なんですが、何か危険かもしれないという情報が入ったときに、それをそのまま放置しておいて、誰か毒でちょっとおなかを壊すまで一応様子見ると、それはおかしいわけですから。風評被害のことを考えると、非常にこれは大事なことなんです。すぐに撤去することは風評被害を呼ぶからよくないと単純に受けとめられてもいけません。その辺のところはきっちり書いていただいた方がいいと思うんです。できるだけ単純に。

久保専門参考人 私、労働組合で、小売の事業者の立場ではないんですけれども、きちん と書くとすればかなり難しい丁寧な書き方をしなければいけないと思うんですけれども、や はり小売事業者がいわばメーカーと同じように商品に説明責任を持てるだけの体制を持って 販売をするという状態に今あるかどうかというと、必ずしも一部大手を除くとなかなかそん な体制が現実にはとれていない。そのことに対して"べき論"として、あるべきだと言った としても、なかなか現状からすると現実的じゃないというところがあるかなと思います。い いとは申し上げませんけれども、実態論から言うとそういうようなことだと思いますし、も う一つは、やはりこれまでこの場で何回か発言をさせていただいたリスクコミュニケーショ ンの相手というのは誰なのかといったときに、一義的に消費者をイメージしてしまうという ことが、この場の中でも何となくそんな印象を持っているんですけれども、今、おっしゃら れましたように、前々回のときに申し上げましたように、小売というのはどちらかというと、 疑似消費者的な過敏な反応をする場合があるというふうに申し上げたんですけれども、やは りリスクコミュニケーションの相手方としての、いわば一面では消費者の代表的な、もしく はそれに代わる行動をしている人たちに対して関係者側とコミュニケーションを図っていく のかということをやっていかないと、一面的な"べき論"だけではなかなかちょっと問題解 決にはならないのかなというふうに思っております。

関澤座長 ここのところにつきましては、最後の18ページの.....。

姫田消費者情報官(農水省) 多分ここの心配というシグナルということがちょっと受けとめ方が違っているのだと思うんですけど、例えば山口で鳥インフルエンザが発生しましたが、そのときに「当方は山口県産の卵は取り扱っておりませんので安心です」と書かれたスーパーがかなりあったわけなんです。これはいわゆる安全ということじゃなくて、受けとめ方として、これは確実ないわゆる風評被害を起こすもとをされているわけなんですけれども、その辺のここの「心配」というシグナルというとり方が、そういう心配ということではないのかなと思うんですけど、その辺、怪しい食品ではなくて、全くの全然関係のない、ほかの山口県産の卵に対して、鳥インフルエンザにかかった卵が安全かどうかというのはまだわからない情報かもしれませんけれども、鳥インフルエンザと関係のない山口県の卵は問題ないはずなので、その意味での情報をきちんとしていくということ、そこの心配というシグナルということではないかなと思うんですけれども、そこら辺きれいに書き分けていただけると、ここは活きるのではないかなと思うんですけど。

関澤座長 今、すぐ一番いい文章が思いうかびませんが、今、何人かの方からいただいた 御意見を参考に事務局と座長代理の方とも相談してまとめさせていただきたいと思います。 これ、最終的に、西郷さん、もう一任していただくよりしようがないんでしょうか、それと ももう一度何か......。

川田専門参考人 問題になるのは異物混入の場合があるんです。異物混入の場合、場面によっては、1パックにしか入ってない場面があります。それをすべてロットあるいはそういうものだということを言ってしまった上に、当店には安全宣言として、そういう品物を置いてありませんということをどっと出す場面がありますものですから、その辺が本当に消費者の声かどうかということについては逆利用されている場面がある。その逆利用を安全、心配、不安全という表現に持っていっていることが散見されますし、要は添加物、あるいは破体、そういう食品のパッケージングにおいても起きる場面があります。1個破体しただけで全部だめですから、その辺、一番コストがかかっている原因にもなりますし、リスクコミュニケーションほど大切なものというのは、正確な情報と正確な判断と多数の意見だと思います。それを申し上げたいということです。

吉川専門委員 すいません、この問題は、今、いろんなお立場から御意見あったと思うんですけれども、書くにはあまりにデリケートなように思います。例えば風評被害というものがいかなるものであるかとか、その原因が果たして消費者にあるのかとか、それから、売り場の責任者にあるのかということを言ってしまうと、例えば消費者が心配するんだから、売り場からさげるんだとか、本当は心配してないのだと、消費者が意見を言う機会もないですし、逆にPOSシステムが代表的だと思いますけれども、できるだけ在庫がないようにとい

う立場からいえば、置かないのはそれなりに合理的だし、それから、うちには置いていませんというふうに言って利益を上げることもそんなになじられることではないと思うんですね。

今、お聞きしていると、そもそも風評被害というのはどういうものかとか、なぜ、そういうことが起こっているのかとか、それぞれに対して私たちはどういうふうに考えるのかすら考えたことがなかったわけで、例えば風評被害という問題についてここに書くべきとはちょっと思わないですけれども、事業者だけが関係あるわけではないので、例えば「風評被害」という言葉についても、その原因すらまじめに考えること、まじめにというのはちょっと言葉が悪いですけど、まじめに考えることすらなかったから、これからいろんな立場から、本当に突き詰めて考えましょう的なことを、レッツ何とかではないですけれども、考えましょうみたいなことをどこかに入れておけば、ここはざっくり切ってしまってもいいのではないかというふうに思います。

関澤座長 そうですね。先ほどちょっと言いかけたのですが、18ページの「今後の課題」の6番目に、「いわゆる風評被害を防止する方法の開発」というのを今後のテーマの1つに掲げております。今、いろいろ御議論いただいたような様々な要因があって、風評被害というのはそもそも何なのかと。いう論文を書かれた研究者もおられますけれども、その辺を私たちのリスクコミュニケーションにもかかわる大きな問題の1つとして、今後是非検討していきたいということです。今、最終的に吉川委員からは、ここの3~4行は、この場所からは、事業者だけの問題ではないのでということでオミットしてはどうかということですが、もし、それでよろしければ、そういうふうにさせていただきたいと思います。よろしいいでしょうか。

唐木専門委員 それで結構ですけれども、そうすると、風評被害について、18ページにいきなりぼんと出てくるのではなくて、もうちょっと説明が要りますね。なぜこういうものを採り上げたのかと。

関澤座長 風評被害は消費者も関係するし、事業者も関係する、メディアも関係するし、本当は。もし掲げるとすれば、先ほど小泉さんから御指摘があった教育とか情報公開とか、緊急時におけるリスクコミュニケーションというのがありますが、例えば緊急時に入れるのがいいのかどうかわからないんですけど、緊急時の後ろあたりに、いわゆる「風評被害について」というようなことで書いておくということになりましょうか。

唐木専門委員 そうですね。

関澤座長 それでは「食品関連事業者」という14ページのところまで一応済んだということにいたしまして.....。

金子専門委員 1つよろしいですか。

関澤座長 どうぞ。

金子専門委員 ここのところはすごくいいことが書いてあると思いますけれども、先ほどからクライシスコミュニケーションと平常時のコミュニケーションの問題があるのですが、前から見ていくと、その時系列というか、その2つのことがあまりはっきり書いてなくて、ここで「平時のコミュニケーション活動をいかに適切に行うことで、緊急時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができる」という大変重要なことがいきなり出てくるのですね。ですから、先ほどの「逃げるな 隠すな 嘘つくな」もそうなんですけれども、平時のコミュニケーションと緊急時のコミュニケーションとの関係というか、これについては、私はもうちょっと強調するというか、食品関連事業者だけではなくて、前の方で、是非触れていただいた方がいいような気がするんですけど、少なくともリスクコミュニケーションにはその2つがあるのだということも踏まえて、それから関係がこうであるというような、その辺が少しわかるようにした方がいいかなと。これはすごくいいことだと思うんですけど。

関澤座長 ありがとうございます。ここのところは、私自身が読んだ印象では、今、御指摘のあった「平常時のコミュニケーションで」云々かんぬんというところと、そのすぐ下の、「平時のコミュニケーション活動をいかに適切に行うことで」というのはちょっと重複しているように思うので、今、金子委員の言われたことを踏まえて、平時と緊急時の関係について、うまくまとめた文章にさせていただこうかと思います。

それでは、14ページの下の「消費者」から「メディア」のあたりで、どうぞ。

犬伏専門委員 先ほど姫田さんからお話があった3府省連携している部分というのが、取組みのところにこそ書かれた方がいいのではないのかなと、国、 の中に書かれてないような気がしたんです。

関澤座長 3府省の連携に触れておくということですね。

犬伏専門委員 はい。

関澤座長 わかりました。

西郷リスクコミュニケーション官 一応書いてあるんですが、最後のパラグラフに、もうちょっと強めにという御趣旨なのか、あるいはこれではだめだということかなんですか。ずっとやっていけば、まとまらなくなりますので、というか、先ほど最初におっしゃったとおりに、今どこにいるかということなので、完璧は、これからの議論で期していただければと思います。事務局のまとめる能力のなさが露呈しているのかもしれませんが、ですので、要するにわかりやすくするということはいつも作業しなければいけないんですけれども、この調子でいきますと、次々と問題が出てまいりますし、多分BSEの次の問題が出てきて、また大変になるかもしれませんし、ある程度抑揚をつけたりなんかするのは何でございますが、

新たに事起こしたりすると、また何回か皆様の御確認をいただかなければいけなくなる部分が多くなりますので、それはまとめていただけるとありがたいかと存じます。

関澤座長 わかりました。どうもありがとうございました。あと20分ほどの時間の中で、 残り全部を片づけるということになります。そういう意味で御協力をお願いしたいと思います。

「「消費者」、「「メディア」のところについて御意見をいただきたいと思います。

石﨑専門委員 先ほど唐木さんもおっしゃってくださったのですけれども、全体的に国が やるべきことについて書いてあると思うんです。第1段落を国の方に持ってきてと唐木さん がおっしゃったんですが、第2段落と第3段落も、国がすべきこととというような書き方が されていると思うので、全体を通して、主語が「消費者」であるように書き直すべきだと思 うんです。例えば、14ページの一番下の行なんですけれども、「必要な情報が容易に得られ るシステムや」というような書き方ではなくて、「必要な情報を収集することが必要」だと か、全部「消費者」を主語に書くべきなのではと思います。

関澤座長 ここの委員会の報告としては、ある程度、専門調査会あるいは食品安全委員会が何をなすべきかということもはっきりしないといけないんですが、消費者の方が何をしようと思っているか、あるいはしたいかということも、主語を明確に書き分けて、両方書くようにしていきたいと思います。

中村専門参考人 もそのとおりだと思いますし、 の「メディア」のところについては、問題意識等々については共通していますので構わないと思うんですが、ただ、揚げ足とられないような表現の方がいいのかなと思います。例えば の2つ目のパラグラフ、「その一方で」という表現がありますが、「一部メディアで不正確な報道がなされ」というようなことが記載されていますが、「不正確」というのは非常にメディアにいる人間にとってはぴりっとくる言葉ですので、「不適切な」とか、そういうふうな言葉の方がいいのではないかなと思います。確かに不適切な報道とか表現があったことは事実ですので、これはきちんと本当のことを書いた方がいいと思います。「不正確」というのは、何が正確で、不正確だというのはまた議論になっちゃいますので、揚げ足はとられないような議論がいいと思います。

それから、唐木さんがおっしゃったんですが、その同じパラグラフで、「一層、本質に迫る」というのは、これは私も気になるところで、むしろこの下の段にあるリスクとベネフィットをきちんと伝えるということが必要なんですよと。このパラグラフで言いたいのはこの辺でないかなと思いますので、むしろこちらから持ってきた方がいいと思います。

それから、その下のパラグラフのところでは、下から2行目のところから「また、食の安全についての専門的知識や理解をもったジャーナリストを増やすこと」、読めばわかるんで

す。だけど、もう少しわかるような表現で、例えば「食の安全についての専門知識を理解できる能力」だと思います。「理解をもった」というのは、どうとでもとれる表現で、むしろ必要なのは理解できる能力が必要ではないかと思います。そちらの表現にとどめた方がいいのではないかと思います。

それから、ついでながら、元に戻りまして、 のこの同じ15ページの2行目で、これは主語をはっきりさせるということと、「ある出来事の由来について」という表現がありますが、これは非常に抽象的な言葉で、恐らくこうであろうなということはわかるんですが、もうちょっと具体的な何か1つ事例を挙げた方がいいのかなと、「食の安全についての出来事」というふうな表現の方がいいと思います。

それから、その後ろにあります「なぜ、どうしてなのか科学する目を持てるような」というのは非常に気になる表現でして、「科学する」というのは、口語的な表現、文章にはそぐわないのではないか。「科学的に考える」とか「科学的に見る」とかという表現の方がいいのかなと思います。蛇足ながら。

関澤座長 具体的な御指摘ありがとうございます。同じような意味で、私は「メディア」の下から3行目のところで、「消費者など情報の受け手が、自己責任において食品の選択などの判断をする」というはちょっとひっかかるんですね。自己責任でやっているのはもう当たり前なんですけど、最近、自己責任ということが強調されて、非常に強い印象を与えております。食品の選択はもちろん消費者の方、自己責任でやっておられると思いますが、あえてこで言うこともないのではないかなと思います。

細かい字句の訂正、もちろん今中村専門参考人に非常に適切なことを言っていただいたのですが、時間が限られておりますので、ちょっと見出しを変え急ぎますが、「教育」、「情報公開と知的財産権、プライバシーの保護等」、「緊急時におけるリスクコミュニケーション」のところまでお願いしたいと思います。

高橋専門委員 「教育」のところで、16ページですが、先ほど唐木さんは、メディアリテラシーをここに使うのは時期尚早だとおっしゃったのですけれども、メディアから提供される情報をどう読み取るかというのは、私は説明をしている方を入れておいてほしいという希望です。

それから、同じ16ページ、上から3行目の終りから4行目ですけれども、「情報の受け手がそれらの情報をかぎわける判断力」というのはちょっと品がないんじゃないかなという気がいたしまして、「それらの情報を見きわめる」とか何とか、「かぎわける判断力」というのは表現違えてほしいと思います。

唐木専門委員 見きわめる力ですかね。確かにメディアリテラシーという大事な言葉なん

ですけれども、説明しないとわからないですよね。どう説明するか。

関澤座長 今おっしゃったのは、括弧の中に、情報を読み分ける能力でしたか。

唐木専門委員 情報を見きわめる能力、見抜ける力。

高橋専門委員 要するにメディアは、嘘も本当も、ごちゃ混ぜにして言っていることを、 それをいかに見きわめるかということなのではないか。

関澤座長 情報を読み取る能力でしたか。「リスクコミュニケーション」という言葉自体 も、もともと耳なれなくて、長々と説明をしてきたところではありますけれど。先ほどあり ましたように、「緊急時におけるリスクコミュニケーション」の下に、いわゆる風評被害に ついてということで、先ほどの皆さんからたくさんいただいた御議論を踏まえて触れさせて いただき、それが「課題」の方に反映するという格好をとりたいと思います。

時間の関係もありますので、16ページの「リスクコミュニケーションの方法等」というと ころに移りたいと思います。(1)から(5)までございます。そこについて何か御意見を いただきたいと思います。

唐木専門委員 下から3行目の「さらに、教育関係者や医療関係者との連携」、この2つだけでいいのかというのはちょっと気になってはいるんですけれども、「等」を入れてもらうのが一番逃げ道なのかな。

金子専門委員 これは内容とは関係ないことで、1つ御質問なんですけど、「(5)国際的なリスクコミュニケーションの実施」に関係することですが、例えば、今回の我々の取りまとめたものを英訳して、そういうお話というのは。

西郷リスクコミュニケーション官 今の今まで考えていませんでした。もし、そういう御 必要があるということであれば、検討させていただきたいと思います。

金子専門委員 我々というか、国際的なコミュニケーションを図ろうという意気込みで英 訳するとか、いや、わかりません、それは誰がやるとかですね。

関澤座長 それでは、先走りますが、最後の18ページ、「今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組み、活動の方向」というところについて御意見を賜りたいと思います。

見城専門委員 質問なのですが、6番の「いわゆる風評被害を防止する方法の開発」、これだけで出ますか。これだけで終わるというか、これに関してはほかにもっと書かれるのではなくて、ここでは今のような「風評被害を防止する方法の開発」というだけが載りますか。あえて伺ったのは、先ほどからこの風評被害というのは非常に大きかったわけですから、大事なので、最後がこういう1行で載るとしたら、先ほどおっしゃった16ページの に「緊急時におけるリスクコミュニケーション」のところで入れていただけるのがありがたいと思って聞いておりましたが、もう一つ、戻って申し訳ないんだけれども、14ページのさっき問題

になったところで、全く全部カットするのではなくて、先ほど金子委員からも、平常時と緊急時のコミュニケーションは大変大事だというお話が出ましたように、そのことをわからせるためにも、位置として、書き方は少し変えていただくとしても、14ページの真ん中のパラグラフの「平常時のコミュニケーションで、いかに社会・消費者の信頼を勝ち得ているかで、いざという時に提供する情報が生きてくると考えられます。」と、この後あたりに、例えば、先ほど農林水産省の方がおっしゃったように、こういう風評被害が起きたけれどもというのがずっと例があって、そうすると、次の日頃の情報内容やそういう提供しても振り向いてもらえないと、そこへつながっていくといいと思いますので、どこか先に出していただいて…

...

関澤座長 先ほど言ったのでは、16ページの「緊急時におけるリスクコミュニケーション」の下に、 にならないかもしれませんが、「いわゆる風評被害について」というのを入れるということを、先ほど御了解いただいたと思っているんですが。

見城専門委員 そこでしっかりと入るということですね。

関澤座長 文章はまだできていません。今の最後の18ページの6.のところですが、今、 見城委員の言われたことを踏まえますと、「いわゆる風評被害を防止する方法の開発」だけ でなくて、その原因の究明ということも、恐らくまだ十分検討されてないということで必要 かと思われますので、「いわゆる風評被害の原因の究明と防止する方法の開発」と、これは 委員長の方から、特にこういったことも必要ではないかという御指摘があったと聞いており ます。

見城専門委員 是非、今回とても大きかった問題だと思いますので、しっかりお願いします。

関澤座長 どうしても、ここのところは、このままでは具合が悪い、あるいは是非これを 入れるべきだということがございましたら、文言の訂正や細かいところは、後ほど事務局あ るいは私の方にでもお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

吉川専門委員 「風評被害」という言葉は、私は西郷さんとも議論したのですけれども、 入れるのはあまりよくないと思っていて、先ほど先生がおっしゃったように、 のところで 「いわゆる風評被害とは」というのはいいと思うんですけれども、6の課題で持ち出すとき には「甚大な社会的影響」とか、そういうふうにして、例えば のところで「いわゆる風評 被害と言われるものは甚大な社会的な影響の1つですが」とした方がいいのではないかとち ょっと思うんですけど、「風評」というと噂ですよね。噂があるわけではないので、「風評 被害」という言葉は適切ではないのではないかと思うんですけれども。

関澤座長 わかりました。その辺は少し文言をよく考えていきたいと思います。あと、残

り6~7分ほどとなりました。もし非常に重要なポイントが抜けている、あるいはおかしい ということがなければ、とりあえず今日の御議論で取りまとめの形はほぼでき上がったとい うことで、残りを完成にもっていくために、座長、座長代理、事務局の方に一任させていた だければありがたいと思います。

先ほど西郷さんの方からもお話にありましたように、委員会にこの案を御報告させていただきまして、さらにパブリック・コメントにかけて最終報告とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。特にまた、どうしてもということでお気づきの点があれば、至急事務局の方にお知らせいただければと思います。

三牧専門委員 今のところの今後の取組みのところの「具体的なリスクコミュニケーションの課題」というところで、何か例を入れていくとかというのがあったように思ったのですけれども、それは下の項目だけでいきますか。例えば菌でいったらリステリアが危ないのだとか、そういうことをやっていくとか、添加物の乖離があるけれども、こういうふうにやっていくとかという、そういう具体例は入れないで、これだけになりますでしょうか。

関澤座長 もう一度お願いします。添加物の?

三牧専門委員 例えば、このリスクコミュニケーションとしてやっていくのは、次はこういうものをやっていくのだよという具体的な取組事項を入れていくということはしませんでしょうか。

関澤座長 確かにおっしゃるとおりだと思いますが、何を挙げていくかというのは非常に 大きな問題だと思いますので、今おっしゃっていただいたのは添加物の問題ですね。

三牧専門委員 すごく具体的でなくてごめんなさい。一番私たちが知りたいのは、例えば消費者の方はとても危険だと思っているけれども、でも科学者の方はそんなことは大丈夫だよと思っている。この乖離が大きいものを採り上げて、その乖離が大きいのは何かというのは、このアンケートに出ていますから、その大きい順に今後はそれをつぶしていくよとか、あとは一般の消費者の方はそんなに大きな問題だとは思っていないけれども、実はリステリア菌が増えてくると大問題になるのだよというようなことがあったときは、やっぱり認識の乖離ですから、その乖離を是正することが必要ではないだろうか。そういうことに取り組んでいくべきではないかという、すいません、うまく言えませんが。

関澤座長 認知ギャップの問題が大きくて、リスクコミュニケーションがさらに必要だと 思われる点とか、リスク評価を食品安全委員会でやっているけれども、それについて必ずし も理解が十分進んでない点などについてリスクコミュニケーションをさらに進める。これは 最初のところにも書いてあったと思いますが、それをいくつか例を挙げて書くということで すね。 三牧専門委員 お願いします。

関澤座長のわかりました。

小川専門委員 私もそれは賛成で、目標はあるんですけれど、今おっしゃっているのは目的だと思うんですね、リスクコミュニケーションの目的。それがわからないので議論していると、なかなか理解が深まらないので、今のような具体的例ではなくてもいいんですけど、今言った前文があるんですね。そこのところははっきりされていくとわかりやすくなると思います。

関澤座長 今日も活発な御議論いただきまして大変ありがとうございます。取りまとめ案 につきましては、皆様の今日の御議論も十分取り入れて最終案とさせていただきたいと思い ます。

それで、議題でその他というのがまだ1つ残っておりましたが、これは事務局の方からお知らせいただけるのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 今、座長のおっしゃったとおりに、今日御議論いただいたところを早急に座長とも御相談の上、委員会の方に持っていくということにさせていただきたいと思います。

それから、資料 2 というのを見ていただきますと、時間もないのであれでございますけれども、食品安全委員会は、厚生労働省、農林水産省 3 府省主催で、4 月20日の火曜日に、都内で B S E に関する講演会を行いました。これは特に今回アメリカの B S E というか、関連施策がどうなっているか、国際調査団というのが入ったのですけれども、その団長を務めたキムさんという方が来日、アメリカに行った帰りに日本に寄られるという話があったので、その機会に応じて開催したものでございます。

それから、もう一つは、人に対するリスクという点で、ここにおられる金子清俊委員に御講演をいただきました。その概要がここに付いてございますが、細かい話でございますけれども、基本的にファクトを、食品安全委員会の講演会というのは、基本的には情報を共有するというところまでということでいるいろ各省の方々がわかっていらっしゃることだとか、諸外国の状況といったことをプレゼンスするということでございました。

その後、丁寧にアンケートの結果を付けてございますので、分析はないのでございますけれども、後で見ていただきたいと思います。非常によかった、中身が難しすぎた、あるいは簡単すぎたという方もいらっしゃったりします。あるいは食品安全委員会が議論を誘導しているのではないかという話も出ましたですけれども、いろいろ出ています。

当日、実は200 名の会場だったところ300 名ぐらい集まっていただいて、机を外したりなどして非常に暑苦しくてということがあったのですけれども、今後、こういったことのやり

方につきましては、また検討させていただいて、情報の共有という点でまた進めさせていた だきたいというふうに考えております。これは御参考までということでございます。

あと、各省からもございますので、順にお願いします。

関澤座長 時間が足りなくて申し訳ありません。よろしくお願いします。

外口大臣官房参事官(厚労省) 厚生労働省から簡単に、「食品に関するリスクコミュニケーション次第」という1枚紙でありますけれども、ちょっと御紹介しますけど、きのう宇都宮市でリスクコミュニケーション意見交換会を開催しました。それで、小泉委員にも出ていただきまして、小泉委員からBSE、鳥インフルエンザを具体例に挙げて、現状と取組みについてお話をしていただきました。

それから、「健康食品」の賢い使い方という題で、これは食生活、休養、運動のバランスが大切で、健康食品だけでは健康にならないという話を含めてのお話をしていただいております。

その後の意見交換会では、今日の議論に絡むお話といたしましては、会場からの意見で、 説明を聞いたらわかるけれども、「リスクコミュニケーション」という言葉はやっぱり初め て聞くとわかりにくいというお話がありました。

それから、こちらから、消費者の信頼を得るための姿勢として、「逃げるな 隠すな 嘘 つくな」というのを紹介したら、これは大変共感を得ておりました。

以上でございます。

姫田消費者情報官(農水省) 農林水産省でございます。同じ日に私どもが専門家の都合で割り込んだものですけれども、きのう私どもの講堂で「食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会)」3府省共同開催でやりました。

議事は「OIEにおけるBSEルールの改正提案の概要」ということと、それに対する「我が国としての対処の方向」ということで、OIEの総会に出す意見を事前に皆さん方から意見交換したということで、1つのリスクコミュニケーションとしては、リスク管理の意見を出すということの過程で意見交換をさせていただいたということ。この後、政策的に我が国の意見を決めていこうということでございます。

具体的には、安全物品のカテゴリーを決めていこうということ。それから、特定危険部位を変更しようということ、それからサンプリングの考え方をやっていこうということ、そして国別のカテゴリーを来年度に変更しようというお話がございました。それぞれ安全物品を決めてしまうということは、特に絶対的な安全物品という考え方はゼロリスクの考え方でおかしいのではないかというような話。それからSRMの決め方についても非常に科学的な根

拠がないというようなことでかなり御批判を浴びて、OIEそのものの、コーデックスと違って、OIEがリスク評価機関としてというよりは、むしろ政策性が非常に高い機関ではないかというような議論が出たところでございます。

以上でございます。

関澤座長 最初のBSEに関する講演会では、金子委員も御講演されているということですが、特にございませんか。

金子専門委員 はい。

関澤座長 最後、駆け足で大変恐縮でしたが、いろんな取組みが3府省の関連でなされておりまして、実際に参加者も非常に多かったということでした。こういったことで、私たちはいろいろな取組みを行ってきております。今日ここに御参加の委員の方もたくさん御出席いただいていると思います。こういったよい経験や教訓を踏まえて、今後の課題として、何をなすべきか、皆さんと次回以降御議論いただいて、実際にリスクコミュニケーションの改善にこの調査会としても取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は取りまとめ案の取りまとめに御協力いただいてありがとうございました。御協力感謝いたします。あとはできましたら、御一任いただければと思います。大変お忙しい時間をありがとうございました。